



静岡労働局発表
令和2年8月24日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 望月 直己
賃金指導官 工藤 宏
(電話) 054-254-6315

静岡県最低賃金を改正しないこととしました

～時間額は現行通り 885 円～

- 1 静岡労働局長（谷 直樹）は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」を、静岡地方最低賃金審議会の答申どおり改正しないこととしました。
- 2 現在適用されている静岡県最低賃金額は 時間額 885 円（発効日令和元年 10 月 4 日）であり、静岡県内で事業を営む又は静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、使用する労働者に対し、**時間額 885 円以上の賃金を支払わなければなりません。**
なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、下記の「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」のとおりです。

【参考：静岡県最低賃金額及び前年引上げ率、引上げ額の推移】

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
最低賃金額	783円	807円	832円	858円	885円	885円
対前年引上げ率	2.35%	3.07%	3.10%	3.13%	3.15%	-
対前年引上げ額	18円	24円	25円	26円	27円	-

- 3 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、生産性向上に向けた次の助成金により中小企業・小規模事業者の支援を行っています。
 - 「業務改善助成金」
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成するもの。
 - 「働き方改革推進支援助成金」
生産性を高めながら労働時間の縮減等に取組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するもの。

お問い合わせ先

業務改善助成金
働き方改革推進支援助成金

静岡労働局雇用環境・均等室（電話 054 - 254 - 6320）
静岡働き方改革推進支援センター（電話：0800 - 200 - 5451）